# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 家計急変世帯にも給付されます

令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する ための臨時特別給付金があります。

## 対象となる世帯 ①と②の両方を満たす必要があります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯
- ②令和3年度住民税が課税されている世帯で、世帯全員の収入が住民税非課税相当となった 世帯

#### 非課税相当収入限度額

扶養している親族の状況	給与収入のみの限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,683,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,099,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,499,999円

※障がい者、未成年、寡婦、ひとり親の場合は、扶養親族の状況に関係なく2.043.999円です。

## 給付額

10万円

## 申請期間

令和4年3月1日から令和4年9月30日

### 申請場所

福祉介護課(保健福祉センターなわ)

### 必要書類

- ・住民税課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書、申立書
- ・申請される方の本人確認書類
- ・申請される方の世帯の状況を確認できる書類(住民票の写し)
- ・受け取り口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード)
- ・給与明細書、源泉徴収票、年金振込通知書など令和3年中の収入額がわかるものの写し

詳しくは大山町ホームページをご覧いただくか、福祉介護課にお問い合わせください。 週 福祉介護課 ◆0859-54-5207

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書・申請書が2月15日までに送付された方で、提出がまだの方は、令和4年5月6日までに提出をお願いします。